

令和4年度学童保育所利用料減免制度のお知らせ

生活保護世帯及び令和3年度の市町村民税非課税世帯に属するお子さんが学童保育所を利用される場合、申請により利用料が減免されます。

●対象世帯と減免額

対象世帯	減免額
生活保護世帯	全額免除
市町村民税非課税世帯	半額減額

【参考】

- ・市町村民税非課税世帯が月の初日から減免適用となる場合の月額利用料は、第1子が2,000円、第2子以降が1,250円となります。

●申請書の提出先

各学童保育所及び桂川町社会福祉協議会

●申請期間

4月からの減免適用を受ける場合：令和4年3月31日（木）まで

※減免の適用は、入所前の申請にあつては入所の日から、入所後の申請にあつては申請書を受理した日の属する月の翌月からの適用となります。

※入所後の申請の場合、遡っての減免は行いませんので、ご注意ください。

●注意事項

- ・令和3年1月1日現在において、桂川町に住民登録されてない方は、令和3年度分の非課税証明書を添付してください。
- ・おやつ代や、保険料等の減免はありません。
- ・市町村民税非課税世帯については、全ての世帯員（同住所別世帯含む）について非課税であることが必要です。
- ・生活保護世帯の方は、収入認定の際に就労収入から利用料が必要経費として控除されますが、全額が控除の対象とならなかった方は、収入認定控除ができなかった額のうち減免相当額を1年分まとめて町から還付します。

【問合せ先】

桂川町 子育て支援課

☎65-0081

利用料減免申請書

年 月 日

桂川町長 様

桂川町放課後児童健全育成事業の実施に関する条例施行規則の規定に基づき、次のとおり申請します。なお、減免申請理由等について関係機関に照会されることに同意します。

申請者 (保護者)	フリガナ		生年月日	年 月 日
	氏 名	Ⓜ		
	現住所	桂川町		
	1月1日現在の住所(※)	(現住所と異なる場合のみ記入してください)		
	連絡先	(自宅) (携帯)		
対象児童	フリガナ		生年月日	年 月 日
	児童名			
	フリガナ		生年月日	年 月 日
	児童名			
	フリガナ		生年月日	年 月 日
	児童名			
学童保育所名				
申請理由 (該当番号に○)		1 生活保護を受けている 2 市町村民税が課税されていない		

(申請に係る注意事項)

- ・ 1月1日現在、桂川町に住民登録されていない方は、市町村民税非課税証明書等を添付してください。
- ・ 減免の適用は申請書を受理した日の属する月の翌月利用分からとなります。
(新年度4月入所申請と併せて減免の申請をした場合は、新年度4月利用分からの適用)
遡っての減免は行いませんのでご注意ください。